

栃木県卓球連盟表彰規程

昭和61年3月9日

規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、栃木県卓球連盟（以下『連盟』という。）が連盟組織下の役員で他の模範となるべき業績があった者又は連盟代表選手として著しい功績があった者若しくは高等学校体育連盟（以下「高校部会」という。）及び中学校体育連盟（以下「中学部会」という。）から推薦があったものを表彰することを目的とする。

(表彰基準)

第2条 この規程による表彰は、次の種類とし、当該種類の区分に該当するものとする。

- (1) 功労賞 連盟の普及発展に貢献し顕著な功績のあった者又は連盟の運営に関与し、その発展に著しい功績があったもの。
- (2) 勤続賞 連盟の役員として永年従事し、その発展に寄与したもの。
- (3) 特別功労賞 前2号に該当するものに劣らない特別の功績があると認められる個人又は団体。
- (4) イ最優秀選手賞 国際大会、全国大会優勝の個人又は団体
ロ優秀選手賞 全国大会3位内入賞及び全国大会に準ずる大会で優勝の個人又は団体。
- (5) 栄光賞 高校部会若しくは中学部会主催の大会で優秀な成績を収めた者（第4号該当者を除く。）

第3条 表彰は、連盟総会において、会長名によって行う。

(表彰審査)

第4条 被表彰者は、加盟部会長若しくは支部長の推薦に基づき表彰委員会が審査し決定する。

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会の決議によって定めることができる。

【附則】

1 この規程は、昭和61年3月9日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

【附則】

1 平成7年3月5日 一部改正

【附則】

1 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

栃木県卓球連盟表彰規程 内規

昭和61年3月9日

内規第1号

(趣旨)

第1条 この内規は、栃木県卓球連盟表彰規程（昭和61年規程第1号）第5条の規程に基づき、施行について必要な事項を定めるものとする。

(功労賞)

第2条 功労賞は、次の各号の一に該当するもので、卓球関係の職務を退いた者に対して行う。

- (1) 会長、副会長、監事、理事長及び副理事長の職にあって5年以上の経歴を有し在職期間の業績が他の模範となる功績があると認められる者。
- (2) 支部長（第1号の者を除く。）及び連盟の各専門委員長の職にあって10年以上の経歴を有し、在職期間中の業績が功績顕著であると認められる者。
- (3) 連盟の理事（前1号のものを除く）で15年以上在職し、その運営に貢献し、その功績が顕著であると認められる者。
- (4) 前3号に該当する者に劣らない特別の功績があると認められる者。

(勤続賞)

第3条 卓球関係の運営に20年以上（第1回）及び30年以上（第2回）従事している現職者で他の模範とするものについて行う。

【附則】

1 この内規は、昭和61年3月9日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。

2 在職期間の計算は、連盟の運営に従事した年数により中断した期間を除いて通算する。

3 第2条の規程により表彰を受けた者が再び連盟の運営に従事したときは、その日から本表彰規程の内規の従事期間として起算する。

4 現職者の施行日現在における在職期間の起算日は、当該現職者が初めに在職した日をもって起算するものとする。

5 平成7年3月5日 一部改正